

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市  
条例第 58 号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

京都市桂坂児童館については、本市が設置し、指定管理者に管理を行わせる児童館として運営してきたものですが、同じ建物に設置されている京都市桂坂保育所の設置者を民間事業者とすることに伴い、京都市桂坂児童館についても、設置者を民間事業者とすることにより効率的かつ効果的な事業の実施を図る必要があることから、同児童館を廃止することとしました。

なお、京都市桂坂児童館及び京都市桂坂保育所の設置者は、同じ民間事業者となる予定です。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第58号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市桂坂児童館の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)